

子どもの権利条約

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)をご存知ですか？

これは、世界中の子どもたちが幸せな生活を送るために、人間として当然持っている権利をみんなで守らなければならないとした条約です。1989年の国連で採択されました。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約4つの原則

「子どもの権利条約」には4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えるときに、常に合わせて考えることが大切です。

この条約では、子どもを大人と同じように一人の人間として捉え、その権利を保障しています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定められています。

命が守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもたちには、どんな権利があるの？

条約は、54条から成り、世界中のすべての子どもたちが健康で、幸せに生きていくことをめざすものとなっています。



生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



守られる権利

戦争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



参加する権利

自由に意見したり、団体を作ったりできること



第244号
2022年7月1日発行
編集・発行
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)
TEL0774-78-3488
FAX0774-78-3212



みんなで作ろう 人権のまちづくり



和東中学校 人権学習

6月に和東中学校で人権学習が行われました。

1年生は世界人権宣言から基本的人権について学び、2年生は在日外国人の人権問題から多文化共生社会について学びました。3年生は同和問題・部落差別から身近に存在する差別について学習しました。

各学年ではタブレット端末を活用して、意見の集約や発表が行われました。

2学期には後期の人権学習が行われ、人権問題について学習したこと、自らの体験や日常考えていることを人権作文として書いてもらい、代表者には12月3日(土)に行われる人権を考える集いで発表していただきます。



お知らせ

街頭啓発を行います

和東町では部落解放・人権政策確立要求和東町実行委員会が中心となり、「人権強調月間」に先がけて、人権の大切さを呼びかける街頭啓発を行います。

日時
7月27日(水)
時間
午前7時30分～
場所
白栖橋交差点付近

※啓発活動は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて実施します。感染状況によって中止となる場合もありますのでご了承ください。

各種料金の支払いができます

町民税

国民健康
保険税

固定
資産税

軽自動車
税

上下水道代

介護
保険税

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

7月の相談日

月日・・・7月27日(水)
時間・・・午前9時～正午
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

